

## 特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置指導指針

この指針は、消防法施行令第12条第2項第4号ただし書きに基づく特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲(以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。)における直結式のうち、直結直圧式について適用する。

### (適用範囲)

- ・対象は、消防法施行令別表第一(六)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000m<sup>2</sup>未満とする。
- ・分岐する配水管の口径が、分岐する給水管より2サイズ以上大きなものであり、かつ、100mm以上であること。
- ・分岐する配水管の最小動水圧が0.25MPa以上であること。
- ・天井高は、配水管が埋設してある路面より10m以下であること。

### (構造)

- ・それぞれの給水装置の構造に適した位置に逆流防止装置を設置する。逆流防止装置は検満量水器の交換に併せて取り替えるものとする。この際逆流防止交換に係る費用は所有者が負担する。
- ・水道直結式スプリンクラーの末端には、停滞防止のための給水栓を設置すること。
- ・立ち上がりの配管の最上部には、空気弁等のメンテナンスバルブ及びドレン配管を設置し、空気溜の発生を防止する構造とする。
- ・結露現象を生じ、周囲(天井等)に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。
- ・将来、配水管の水圧水量の変動により水圧低下が生じ、給水に支障が出た時に直ちに加圧給水設備(親メータ、受水槽及び加圧ポンプ)を所有者の負担により設置切り替えができるスペースを確保すること。
- ・水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品とする、その他の構造については水道法施行令第5条(給水装置の構造及び材質の基準)に準拠するものとする。

### (事前協議)

- ・特定施設へ水道直結式スプリンクラーを設置しようとする者は、給水装置工事申込書の給水工事計画書に次の事項を明記の上、念書と共に提出し、管理者の承認を得なければならない。

案内図(位置図)

建築計画図(階数、戸数)

配水管及び給水管の管種、口径

配水管から分岐した給水管からスプリンクラーまでの水理計算

災害、その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない場合の対策

### (既存建物への適用)

- ・既存建物へ水道直結式スプリンクラーを設置しようとする場合はこの基準に適合していなければならない。
- ・この基準に適合していない既存不適格建築物については、管理者と協議をし、改造を行うものとする。
- ・この場合、給水装置工事申込書(改造)を提出し、承認を得なければならない。

### (その他)

- ・給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直結する直結増圧式は、本市においては認めていない。